

# 国内の標準化に関する審議体制について

平成 23年 2月 15日  
ITU部会 事務局

## 情報通信審議会議事録(抜粋)

① ただいま情報通信政策部会より報告がありましたように、ICT分野における標準化を取り巻く環境というものが最近大きくグローバルに変化しているわけですので、例えば標準化の組織としてもITUに加えてフォーラム標準であるとか、あるいはデファクト標準の組織等、政策の対象にすべき範囲が大きく変わってきていると思います。また、標準化の検討の進め方とか、あるいは検討体制のあり方につきましても、今、村井臨時委員からもご紹介がありましたように、環境変化に対応した見直しが必要ではないかという趣旨のご意見がたくさん出ているように思います。

そこで、情報通信審議会といたしましても、ITUを対象とした現在の標準化の審議体制について、見直し、検討が必要であろうと考えます。具体的内容につきましては、ITUへの対処について所掌しております情報通信技術分科会で、ご検討をお願いしたいと思いますけれども、この話は日本全体の競争力にも大きく影響するものだと考えますので、現在のITUへの対処の検討体制をスリム化するということに加えて、広い範囲で効率的かつ効果的な対応が可能になるように検討いただければと思います。

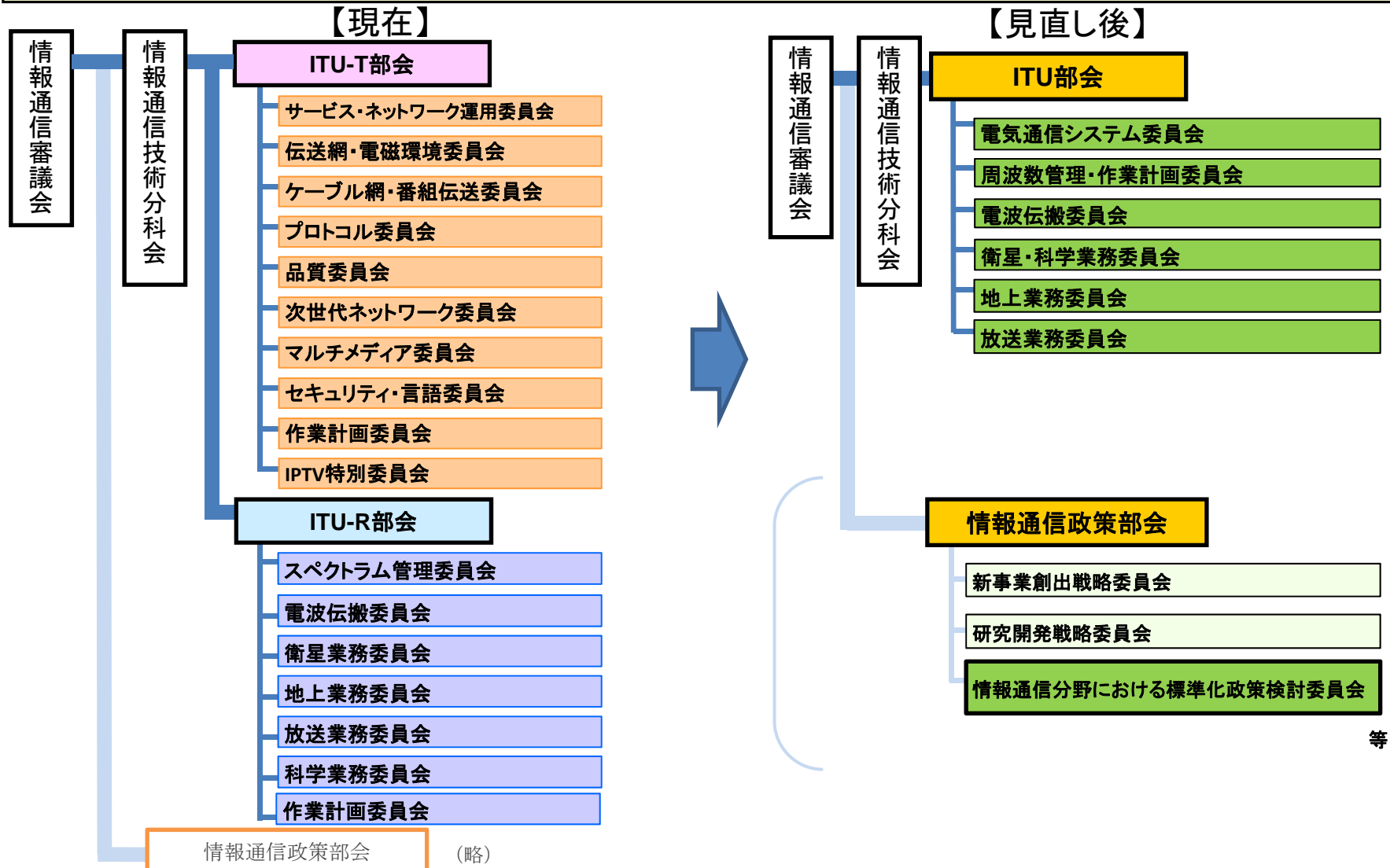
(平成22年7月5日総会第24回 大歳 卓麻会長)

② ご指摘のとおり、国際標準に向けて、従来はITUを中心にという形だったんですけれども、それ以外の展開が非常に増えてきた。これはご指摘のとおりですし、それに加えてICTそのものの分野というのが、エネルギー、環境、交通、そういった分野に大きく展開してきたという、ご指摘以外のことも考えていかなければいけないということで、我々の技術分科会の対応体制というのはご指摘のとおり見直す時期に来ている。ということで、我々は早期にこれを見直して対応できるように、あわせてこの議論と並行して迅速な対応をしたいと思っております。

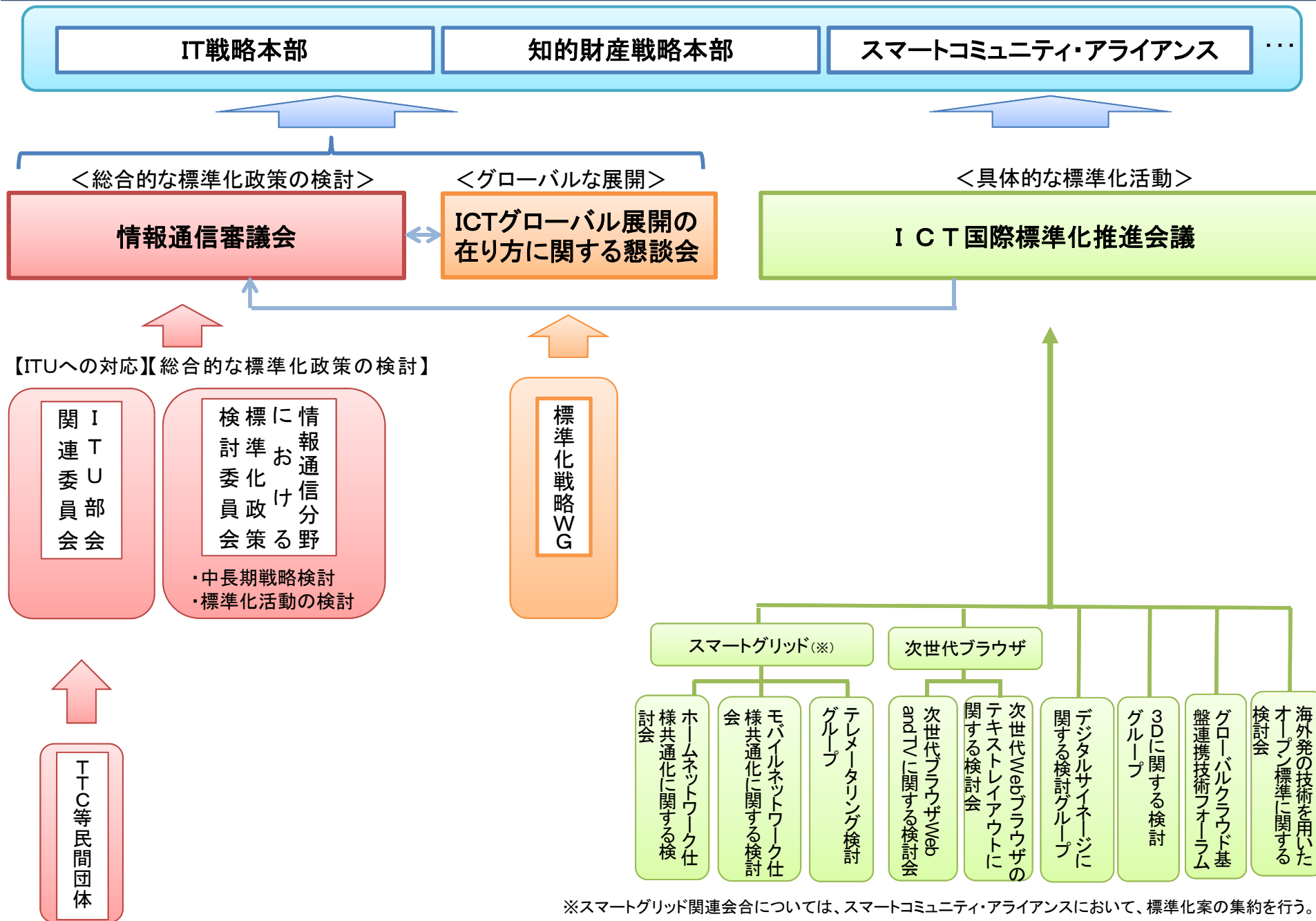
(平成22年7月5日総会第24回 坂内 正夫会長代理 (技術分科会長))

# 情報通信審議会・標準化に関する国内検討体制の再編(案)

- ◆ 現状の体制は、ITU-T, Rに設置されるSG毎に、2部会、17の委員会が設置。ITUの会議の「情報共有」や、「日本としての提案」等を検討。
- ◆ 「デジタル化」「IP化」に伴う「技術動向」や「専門性」の変化、「スリム」で「スピード感ある検討」の実現等の観点から、以下の方向で再編。



# 情報通信分野における標準化の検討体制



※スマートグリッド関連委員会については、スマートコミュニティ・アライアンスにおいて、標準化案の集約を行う。

## 1 諮問理由

情報通信分野は、放送のデジタル化や通信ネットワークのブロードバンド化・IP化など、基盤となる技術の革新がグローバルな規模で進展しており、技術の多様化によって、一国あるいは一社で全ての技術をカバーし、製品・サービスを提供することが困難となりつつある。そして、不断に変化する消費者・利用者ニーズに対応するため、グローバルな規模での技術の共有と分業による製品・サービスの高度化が、スピード感をもって進められており、標準化のプロセスにおいては、いわゆるデジュール標準に加え、フォーラム標準の役割が大きくなっている。

こうした状況の中で、諸外国においても、標準化に関する様々な施策が講じられているところであり、我が国としても、消費者・利用者の利便性向上や産業の国際競争力強化等の実現に向け、中長期的な研究開発戦略も視野に入れつつ、戦略的に標準化政策を推進することが喫緊の課題となっている。

総務省は、平成21年8月に通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方について情報通信審議会に諮問し、同審議会において、標準化を推進する際の基本方針等について検討が行われてきた。また、平成21年10月から総務省の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、標準化すべき個別分野の検討体制や今後の進め方等について検討が行われ、平成22年12月に最終報告が取りまとめられたところである。さらに、政府全体としても、「知的財産推進計画2010」（平成22年5月閣議決定）において、特定戦略分野における国際標準獲得に向けたロードマップの策定等を推進するなど、国際標準化への更なる取組の強化が進められている。

以上の検討結果も踏まえつつ、情報通信分野の技術環境の変化や標準策定の場の変化等、標準化活動を取り巻く環境変化に対応した情報通信分野における総合的な標準化政策の在り方について審議を求めるものである。

## 2 答申を希望する事項

- (1) 中長期的な研究開発戦略、諸外国の政策等を踏まえた標準化の重点分野の在り方
- (2) フォーラム標準、デジュール標準も含め、標準化を促進する際の官民の役割分担の在り方

## 3 答申を希望する時期

平成24年7月目途（平成23年7月目途に第一次答申予定）

## 4 答申が得られたときの行政上の措置

情報通信分野の標準化政策の推進に資する。

## 開催目的

- 我が国は少子高齢化が急速に進展する中、国内市場が今後縮退していくと見込まれるため、グローバル市場の成長を取り込んだICT産業への転換を図っていくことが求められる。日本の優れたICTをグローバル展開するための具体的な施策展開を検討していく観点から、総務副大臣(情報通信担当)主宰の懇談会を開催する。

## 開催期間

2011年1月～2011年6月(必要に応じて中間取りまとめを行う)

## 主な検討事項

- (1) ICTグローバル展開に向けた国の役割
- (2) グローバル展開可能なICTプロジェクトの案件形成の在り方
- (3) 上記と関連した標準化戦略の推進策
- (4) ICTプロジェクトのファイナンスの在り方
- (5) ICTプロジェクトのグローバル展開の推進体制の在り方
- (6) 個別プロジェクトの進捗管理などプロジェクト推進のPDCAの在り方

## メンバー

- 座長: 岡 素之住友商事(株)代表取締役会長  
企業・有識者等合計17名で構成

## 1. 背景・目的

「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース・国際競争力強化検討部会・国際標準化検討チーム」（以下「ICTタスクフォース」という。）の提言（2010年12月14日）（\*1）を受け、標準化重点5分野（\*2）に関わる標準化の進め方等の検討を進める。

※1 第4回政策決定プラットフォーム 岡座長代理発言（関連部分）

標準化戦略に関しては、国際標準化戦略に関する検討チームでご検討を頂いた、3Dやスマートグリッド等、製品やサービスに近い分野は、まずは民間において、国際標準化検討チームの体制を活かして、実行組織を立ち上げていくべきと思う。

※2 上記検討チームにおいて、標準化の重点分野として指摘された例 3Dテレビ、クラウドサービス、次世代ブラウザ、デジタルサイネージ、スマートグリッド

## 2. 検討項目

- (1) タスクフォースで提言された5分野等について
  - ① フォーラム標準化団体の動向等、情報共有
  - ② 標準化活動を実施していく際の、対応方針等の検討
- (2) 関係企業間で連携して推進すべき、新たなフォーラム標準分野等の検討及び提案

## 3. スケジュール等

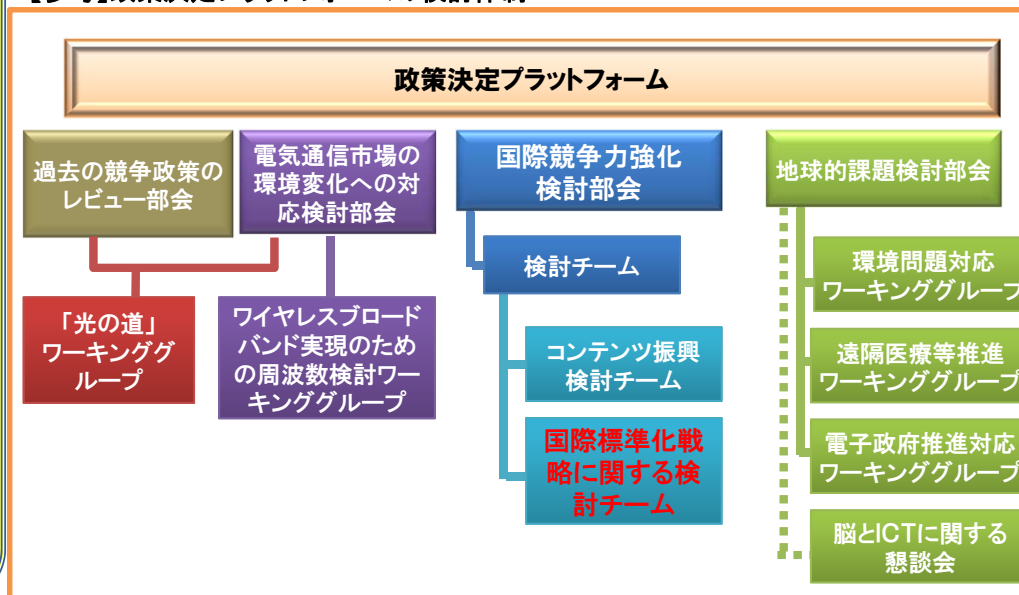
平成23年1月31日(月)設立。

## 構成員

村井 純	慶應義塾大学環境情報学部 教授（検討チーム構成員）
磯部 悦男	(株)三菱総合研究所 常務執行役員 ソリューション部門長
大澤 善雄	住友商事(株)代表取締役 常務執行役員メディア・ライフスタイル事業部門長
冲中 秀夫	KDDI(株) 執行役員 技術統括本部 技術渉外本部長
篠原 弘道	日本電信電話(株) 取締役研究企画部門長
國尾 武光	日本電気(株) 執行役員常務
久保田 啓一	日本放送協会放送技術研究所 所長
福田 俊男	(社)日本民間放送連盟 専務理事
宮部 義幸	パナソニック (株) 役員デジタルネットワーク・ソフトウェア技術担当
弓削 哲也	ソフトバンクテレコム(株) 専務取締役技術統括

※事務局は(株)三菱総合研究所が担当

## 【参考】政策決定プラットフォームの検討体制



ITU-R 部会の所掌

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第一号

ITU-R 部会の所掌等は、次のとおりとする。

一 委員等

分科会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員

二 所掌

本分科会の所掌する事項のうち、ITU-R（国際電気通信連合無線通信部門）に関すること

三 専決事項

ITU-R への対処に関する事項については、当部会の決議をもって本分科会の議決とする

四 委員会

1 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。

2 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関する必要な事項は、部会長が定める。



ITU-T 部会の所掌

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第二号

ITU-T 部会の所掌等は、次のとおりとする。

一 委員等

分科会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員

二 所掌

本分科会の所掌する事項のうち、ITU-T（国際電気通信連合電気通信標準化部門）に関すること

三 専決事項

ITU-T への対処に関する事項については、当部会の決議をもって本分科会の議決とする

四 委員会

1 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。

2 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

ITU部会の所掌（案）

平成二十三年二月十五日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第四十三号

ITU部会の所掌等は、次のとおりとする。

一 委員等

分科会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員

二 所掌

本分科会の所掌する事項のうち、ITU-R（国際電気通信連合無線通信部門）及びITU-T（同電気通信標準化部門）に関すること

三 専決事項

ITU-R及びITU-Tへの対処に関する事項については、当部会の決議をもって本分科会の議決とする。

四 委員会

- 1 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。
- 2 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関する必要事項は、部会長が定める。

附則

平成二十三年二月十五日

情報通信審議会

情報通信技術分科会決定第四十三号

- 1 この決定は、平成二十三年二月十五日から施行する。
- 2 ITU-R部会の所掌（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第一号）は、廃止する。
- 3 ITU-T部会の所掌（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第二号）は、廃止する。